

第2次安城市教育大綱

令和2年3月

安 城 市

I 教育大綱の策定にあたって

1 教育大綱策定の背景

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しい教育委員会制度がスタートし、市長と教育委員が教育行政について協議することを目的とした「総合教育会議」を設置することとされました。

また、同法第1条の3第1項の規定により地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、総合教育会議において策定に関する協議をすることとされました。

そのため、平成28年2月に、平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）までの4年間を計画期間とした教育大綱を策定しましたが、計画期間が終了するにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し、第2次教育大綱の策定を行いました。

2 教育大綱の位置づけ

この大綱は、目指す都市像を「幸せつながる健幸都市・安城」とする第8次安城市総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針であり、各分野の目指すべき姿の実現に向けた施策を示すものです。

3 教育大綱の実施期間

教育大綱の実施期間は、令和2年度（2020年度）から令和5年度（2023年度）までの4年間とします。

ただし、総合教育会議において、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、状況に応じて適宜見直しを行うものとします。

年 度（西暦）	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
安城市総合計画	← 第8次安城市総合計画（8年間） →								
安城市教育大綱	← 安城市教育大綱（4年間） →				← 第2次安城市教育大綱（4年間） →				
関連する基本計画					← 安城市学校教育プラン 2028（10年間） → R10まで				
	← 第3次安城市生涯学習推進計画（5年間） →				← 次期計画（予定） →				
	← 安城市新図書館基本計画 →				← 安城市図書館運営基本計画（10年間） → R11まで				
	← 第3次安城市子ども読書活動推進計画（5年間） →				← 次期計画（予定） →				
					←（仮称）文化振興計画（10年間） → R12まで				
	← 第2次安城市スポーツ振興計画（10年間） → R7まで								

1 施策が目指す姿

(1) 学校教育

自ら学び自ら考え、自ら判断し行動する力を育てる質の高い教育活動により、次世代を担う児童生徒の知・徳・体の調和のとれた人づくりを目指します。

児童生徒一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな教育の体制づくりを進め、安全安心で快適な教育環境を創出します。

(2) 生涯学習

市民のだれもが、いつでもどこでも生涯を通じて、自分らしく主体的に生涯学習に関わることができ、人や地域との絆を深めるとともに、新たな価値観や行動を生み出し、人とまちの明日を創る生涯学習環境を目指します。

(3) 文化・芸術

歴史資源の保存と有効な活用や普及啓発活動を通じて、歴史に根ざしたまちづくりを推進することで、市民に憩いの場と歴史に触れる機会を提供し、郷土愛の醸成を目指します。

文化芸術団体が創造豊かな活動を展開し、優れた芸術鑑賞の機会を充実することにより、広く市民が文化芸術活動に親しめる環境づくりを目指します。

(4) スポーツ

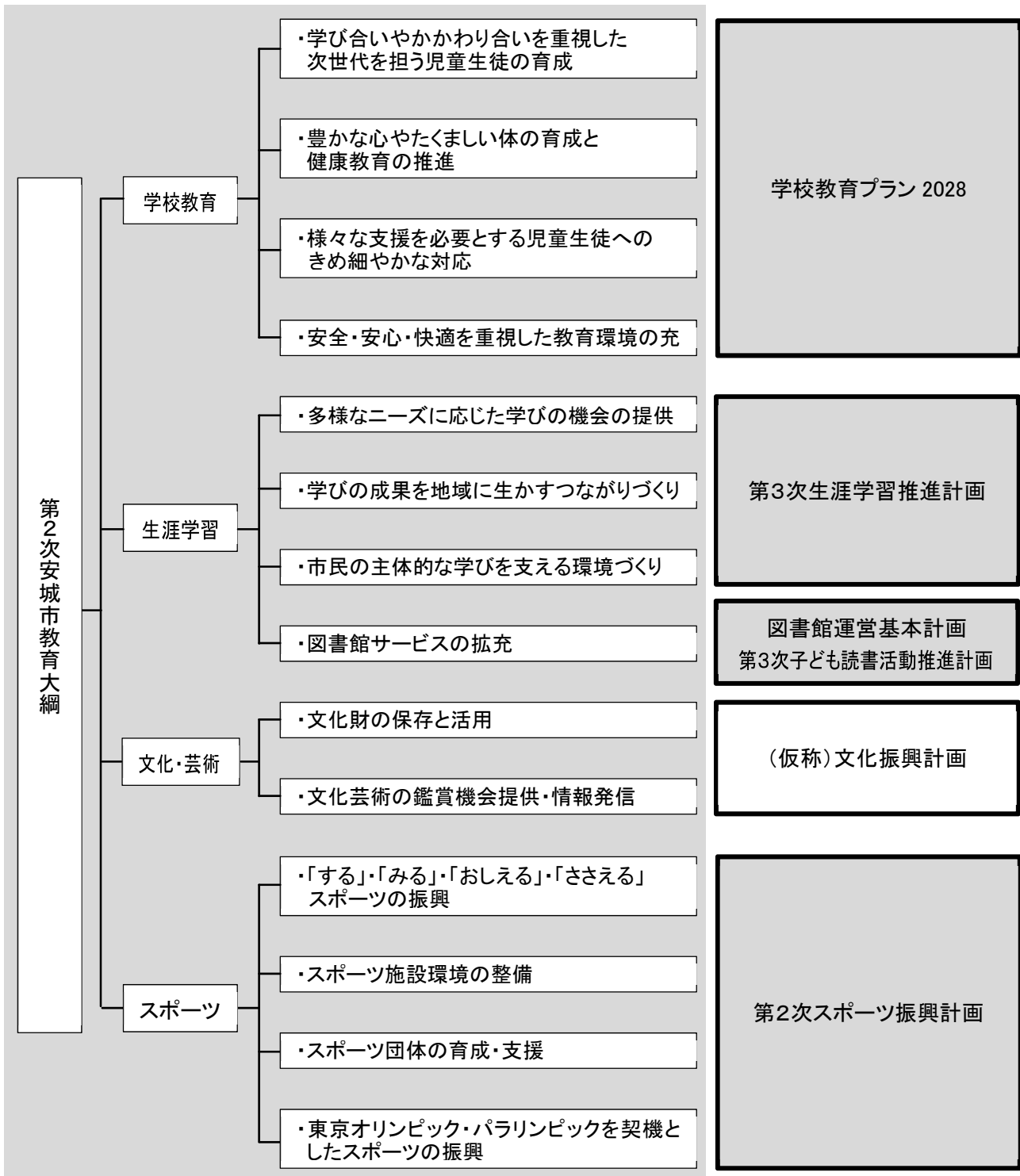
「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」の様々な立場からスポーツに親しみ関わることのできる環境の充実を図り、スポーツを通じて健康で活力あふれる暮らしができるまちを目指します。

2 施策の体系と基本計画

次頁「体系図」による

第2次安城市教育大綱 = 第8次安城市総合計画(教育分野)

基本計画
(未策定分野は今後策定予定)



□ は、既存の基本計画

3 施策の方針

学校教育

(1) 学び合いやかかわり合いを重視した次世代を担う児童生徒の育成

- ① 子どもたちで考えを伝え合い、互いを認め合いながら主体的に学習していく学び合いを重視した学習を進めます。
- ② 少人数学級の充実、地域連携、地域人材活用などを図りながら、子ども同士、地域の人・ものなどのかかわり合いを重視した教育活動を行います。
- ③ 学習指導要領に則した、基礎学力の定着を目指します。
- ④ 図書情報館との連携による図書資料の積極的な活用を図ります。
- ⑤ グローバル化する社会に対応できる人材育成を進めます。
- ⑥ キャリア教育の充実を図ります。
- ⑦ 喫緊の教育課題や次世代の人材育成に対応した教員研修の充実を図ります。

(2) 豊かな心やたくましい体の育成と健康教育の推進

- ① 命の教育を推進し、しなやかで折れない心を育てます。
- ② 道徳教育や情報モラル教育など心の教育の推進を図り、一人ひとりの心の育成を重視します。
- ③ 家庭や地域・関係機関との連携強化と臨床心理士などの専門家による教育相談の一層の充実を図ります。
- ④ 自らが安全で安心な生活を送ることができるよう、防災・安全教育を進めます。
- ⑤ 児童生徒が体を動かす機会を増やし、体力・運動能力の向上を目指します。
- ⑥ 学校給食の地産地消を核とした食育指導を進めます。

(3) 様々な支援を必要とする児童生徒へのきめ細やかな対応

- ① 特別な支援を必要とする児童生徒の学習・生活への個別の指導・支援の充実を図ります。
- ② 日本語適応指導の必要な児童生徒の早期適応教育や外国語を話す保護者などへの配慮、進路へのきめ細やかな支援などを行います。
- ③ 幼稚園・保育園・認定こども園と小学校及び小学校と中学校の円滑な連携を実施します。

(4) 安全・安心・快適を重視した教育環境の充実

- ① バリアフリー化など児童生徒が安全安心で快適に過ごせる教育施設・設備を整備します。
- ② 安全安心な学校給食を安定して提供するために、学校給食共同調理場の整備を進めます。
- ③ プログラミング教育の実施をふまえ、ICT 機器のさらなる有効活用の方途を探るとともに、設備の充実を検討します。
- ④ 教員が教育業務に集中できる環境整備を進めます。

(1) 多様なニーズに応じた学びの機会の提供

- ① 市民ニーズやライフステージに応じた幅広い分野での学習機会を提供します。
- ② ものづくり文化など本市の地域資源を生かした学習機会を提供します。
- ③ プラネタリウムの利用促進を図ります。

(2) 学びの成果を地域に生かすつながりづくり

- ① 自主グループなどの育成と相互交流など地域の絆づくりを進めます。
- ② ボランティア活動などへの橋渡しとして情報の提供や団体などとのマッチングを進めます。

(3) 市民の主体的な学びを支える環境づくり

- ① 生涯学習の総合的な情報をいつでもどこでも入手できる環境づくりを進めます。
- ② 生涯学習の相談・コーディネートを行う人材の育成・確保、体制の整備を進めます。
- ③ 新しい指導者の発掘や育成を進め、指導者情報の整備を進めます。
- ④ 地区公民館をはじめとする生涯学習施設の修繕などを計画的に進めるとともに、利用しやすい施設の運営を行います。

(4) 図書館サービスの拡充

- ① ICT（情報通信技術）を駆使した図書情報館では、電子情報のみならず、豊富で新鮮な紙媒体の図書館資料も継続的かつ迅速に提供します。
- ② 図書情報館では、あらゆる世代のニーズに応えるため、市民の課題解決のためのレファレンスサービスをはじめ、様々な図書館サービスを行います。また、ビジネス支援、子育て支援、健康支援など他課と連携した事業も継続します。
- ③ 図書情報館の集客力と情報力を活用し、新たな利用者を増やしたり、利用者同士の交流を深めたり、ボランティアと連携するなど、市民の文化的交流拠点となる取組を行います。
- ④ 子どもの読書推進のため、児童サービスや学校図書館との連携など、子どもの読書環境の充実を図ります。

(1) 文化財の保存と活用

- ① 国指定史跡本證寺境内の保存と整備を進め、市民の文化財保護への理解を深めるとともに、新たな観光資源として活用します。また、桜井古墳群、日本デンマーク関連施設及び戦争遺跡の保存・活用方法を検討します。あわせて、こうした文化財の保護を進めるために自主財源の確保の手法を検討します。
- ② 歴史資源や歴史資料の調査研究を進め、その成果を子どもから大人までわかりやすく感動して学んでもらえるよう、歴史博物館の展示や事業の魅力の向上を図り、地域の歴史に対する理解を深めます。
- ③ 歴史資源の整備に合わせて、散策コースの増設・充実を図るとともに、地域の方々やボランティア団体との協働により、歩いて楽しいまちづくりを進めます。

(2) 文化芸術の鑑賞機会提供・情報発信

- ① 文化芸術活動を行っている団体との協働を進めるとともにボランティアの育成を図り、市民が郷土の優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を増やし、生きがいを持って健康に暮らせる環境を提供します。
- ② 学校と連携しクラシック音楽や古典芸能・美術作品などの鑑賞機会を充実するとともに、創作活動を体験する機会を創出し、将来の担い手となる感性豊かな人材を育てます。
- ③ 公募型事業などを活用し、伝統ある芸術活動や新しい芸術活動を積極的に展開している個人・団体に発表の場を提供し、その活動を広く市民に紹介します。
- ④ 近代の美術、郷土作家の作品及び創造性豊かな現代アートなど、魅力ある質の高い芸術作品を身近に鑑賞できる場を提供し、市民の文化芸術に関する意識の高揚を図ります。

スポーツ

(1) 「する」・「みる」・「おしえる」・「ささえる」スポーツの振興

- ① 健康の増進とスポーツを始めるきっかけづくりのため、重点施策としてラジオ体操の普及を図ります。
- ② 誰もが、年齢や性別、体力などに応じて生涯にわたりスポーツに親しむことのできる環境を充実するとともに、全国大会などでの活躍の機会が増えるよう競技力の向上に努めます。
- ③ スポーツをみる楽しさを感じ、さらにスポーツをするきっかけにつながるよう、関心の高い競技やトップレベルの試合が観戦できる機会の充実を図ります。
- ④ 優れたスポーツ指導者の養成により、安全に楽しく、質の高いスポーツの指導が行われることで、子どもの健全な成長や夢の実現を図ります。
- ⑤ スポーツ推進委員、ボランティア及び協賛企業などが最大限に力を発揮できる環境を整え、スポーツをサポートする体制の強化を図ります。

(2) スポーツ施設環境の整備

- ① 市民ニーズや利用状況などにより、市体育館などの既存施設の改修やランニング・サイクリングができる環境整備などの新たな施設整備の調査研究を行い、適正な整備・配置及び維持に努めます。

(3) スポーツ団体の育成・支援

- ① ホームチームサポーター事業を実施し、企業とのスポーツ連携を強化していきます。
- ② スポーツ団体の認知度向上のための情報提供をはじめとした活動支援を行うとともに、新たな団体の育成に努めます。

(4) 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

- ① 東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを受け継ぎ、より高みを目指す子どもたちや選手を支援していくことや、見るスポーツの観戦機会のさらなる充実のため、国際・全国大会などを開催することで市民スポーツの興味・関心を高め、スポーツによる地域活力の向上に努めます。